

令和7年度慶良間諸島国立公園座間味博物展示施設映像追加撮影・編集業務に係る仕様書

1. 件名

令和7年度慶良間諸島国立公園座間味博物展示施設映像追加撮影・編集業務

2. 業務の目的

慶良間諸島国立公園は、透明度が高く多様なサンゴが見られる海域景観や座間味島、阿嘉島、渡嘉敷島などと海域が織りなす多島海景観など、海と陸が連続した多様な景観を有する国立公園である。

また、座間味博物展示施設（慶良間諸島国立公園ビジターセンター「青のゆるる館」）は、本公園内の座間味島に位置しており、国立公園満喫プロジェクトの一環として令和3年10月にオープンした施設である。本施設の主たるコンテンツの1つである映像展示は、360°水中映像や、タッチ式のデジタルサイネージにより、双方向コミュニケーションによる展示を実現しており、コンセプトである「リトリート」の実現や「質の高い国立公園」としての空気感の創出に寄与している。

現在、本公園の窓口施設として座間味島、阿嘉島にそれぞれビジターセンターが整備されているが、本公園の主たる島嶼の1つである渡嘉敷島には同様の役割を担う施設がなく、渡嘉敷島の自然や展望地に関する情報提供が不十分な状況である。

そこで、本業務は、渡嘉敷島及び周辺海域における映像の詳細設計、撮影・編集を行い、本施設の映像展示に追加を行う。これにより、渡嘉敷島に関する魅力・情報の発信を強化し、周遊利用の促進や公園全体のブランディングを目指すことを目的とする。

3. 本業務の与条件

本業務の与条件は、以下のとおりである。

- ・ 「慶良間諸島国立公園満喫プロジェクトステップアッププログラム 2025」([kerama.pdf](#)) について、十分に理解の上で取り組むこと。
- ・ 情報伝達性、訴求性、造形性、普遍性の高い映像コンテンツを製作するため、以下の結果を出すこと。
 - (ア) 発注者が伝えたいと思っている内容や意図を的確に伝えるコンテンツであること
 - (イ) 人の心に訴えかけ興味を持ってもらい最後まで映像を見てもらえるコンテンツであること
 - (ウ) 機能的な要件（伝えたい情報が入っている、長すぎない適切な秒数等）を満たすとともに、映像として美しいコンテンツであること
 - (エ) 慶良間諸島国立公園の多様な魅力を直感的に体感させる展示とするために独自の工夫を凝らすとともに、現行展示に追加して違和感のない映像・編集、インターフェイスデザインを総合的に制作すること
- ・ その他、調査職員が指示すること。

4. 業務の内容

(1) 業務計画書等の作成

1-1 業務計画書の提出

- ・ 業務の着手に先立ち、本業務を実施するために必要となる総合的な業務計画書（品質管理、安全管理、労務管理、協力業者体制、災害時対応、工程等）を作成し、発注者に提出し承諾を得ること。
- ・ 「品質管理」とは、品質計画における目標を各業務段階で実現するために行う管理の項目、方法等をいう。
- ・ 「品質計画」とは、設計図書で要求された品質を満たすために、請負者が業務において仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制について具体化することをいう。

1-2 工程表の提出

- ・ 業務の進捗状況を示す工程表を週間及び月間で作成し、発注者に提出すること。
- ・ 工程は天候やフェリーや高速船の欠航等を考慮して作成し、撮影時期は発注者と協議の上、決定すること。
- ・ 撮影時期の変更等により、工程表を変更する必要がある場合は、業務に支障がないよう工程表を遅滞なく変更し、発注者と協議を行うこと。

(2) 詳細設計

2-1 映像コンテ等の詳細設計

- ・ 別紙に示す既存映像コンテンツについて、以下の内容を追加することを想定している（なお、別紙は既存映像コンテンツ作成時の絵コンテ等である。これらに基づいて映像作成を実施するのではなく、参考として参照すること）。そのため、各映像コンテンツについて、演出ソフト制作のために必要な台本、絵コンテ、音響チャート、演出チャート、場面（画面）展開図等の詳細設計を行うとともに、映像撮影に係る撮影計画を作成すること。また、映像の追加に伴い変更となる映像コンテンツのプログラムやインターフェースデザイン（UI デザイン）についてもあわせて設計を行うこと。
- ・ ストーリーA（ケラマブルーとサンゴの世界）について、渡嘉敷島周辺の海域の魅力を紹介する映像を2本作成する。各映像は1本あたり360度の水中映像4分、水生生物や海底地形等を紹介するコンテンツ映像2分、計6分程度を想定しているが、詳細は環境省慶良間自然保護官事務所担当官（以下、環境省担当官という。）と協議のうえ決定すること。なお、撮影は渡嘉敷島の周辺海域（2カ所）にて実施することを想定している。
- ・ ストーリーC（多島海を眺めて）について、渡嘉敷島内及び周辺の陸域の魅力を紹介する映像を3本作成する。各映像は1本あたりドローンによる空中映像と地上撮影による地形や動植物等を紹介するコンテンツ映像を組み合わせた3分程度の映像を想定しているが、詳細は環境省担当官と協議のうえ決定すること。なお、撮影は渡嘉敷村内（3カ所）にて空中映像等を撮影することを想定している。
- ・ ガイダンスゾーンにおける映像コンテンツについて、本業務にて撮影する映像及び「令和2年度（繰越）慶良間諸島国立公園座間味博物展示施設映像制作業務」等（以下、過年度業務という。）で撮影した映像・画像等を編集し、マリンアクティビテ

ィ等を紹介する映像（3分程度）を1本程度作成する。なお、映像には必要に応じて、多言語（英語・韓国語・中国語（簡・繁））対応の字幕やテロップ等は付けるが、音声はなしとする。

- ・ 撮影候補地の選定にあたっては、地元関係者より意見収集のうえ、環境省担当官と協議して決定すること。

2-2 監修

- ・ 詳細設計内容について、専門家より、助言、解説原稿、図表、写真、各制作工程での指導となる監修を受けること。
- ・ 監修を行う専門家は、准教授級程度とし、監修依頼者は請負者が発注者と協議の上決定する。専門家へは謝金を支払うものとし、その金額は准教授級で7,000円/時間とする。

(3) 映像等の撮影

3-1 映像撮影・画像撮影共通

- ・ 詳細設計に基づき、各手法での撮影（地上撮影、水中撮影、空中撮影）及び音響の収録を行う。
- ・ 各撮影対象を専門領域とするプロカメラマンを従事させること。
- ・ 現地に精通したガイドスタッフを同行させ、効率的で適切な撮影を行うこと。
- ・ 自然環境に配慮して撮影するために、原則として、環境省慶良間自然保護官事務所職員又は沖縄奄美自然環境事務所職員を同行させること。
- ・ 撮影に際しては、自然環境に与える影響が最小限となるよう十分に注意して実施すること。
- ・ 撮影のために自然公園法その他の法令に基づく申請書作成や許認可手続きが必要な場合は、迅速に対応し遅滞なく業務を進めること。撮影の前にロケハンを行い、現地状況を把握し十分な準備を行うこと。
- ・ 撮影日数は最低10日以上とすること。

3-3 画像の準備

- ・ 展示のインターフェイス等に必要な画像について準備を行うこと。なお、画像は撮影した動画から切り出して準備することも可とする。

3-5 撮影機材

- ・ 撮影機材は、以下に示す機材と同等以上のスペックとする。機材について一覧を作成し、発注者及び設計者の承認を得ること。なお、データは3840 x 2160(30p, 60M)、48khz 16b stereoとする。

(地上映像撮影)

- ・ Sony α 7 III
- ・ FE 16-35mm F2.8
- ・ FE 24-70mm F2.8
- ・ FE 70-200mm F2.8
- ・ FE 70-300mm F4.5-5.6 など
- ・ SACHTLER ザハトラーFLOWTECH
- ・ SDXC UHS-II V60 250R

75

- ・ RONIN S、電動スライダー
- ・ レフ板、固定用具、小型LED照明など

(水中撮影)

- ・ Sony α 7 III
- ・ 照明機器 RG BLUE
- FE 16-35mm
- FE 20-70mm
- ・ F4.0
- ・ SDXC UHS-II V60 250R
- FE 90mm

(水中 360° VR 撮影)

- ・ 360HEROS 360ABYSS (8K)
- ・ 照明機器 RG BLUE

(空中撮影)

- ・ DJI INSPIRE2
- ・ Zenmuse X7 ジンバル搭載カメラ(レンズ無)
- ・ DJI DL-S 16mm F2.8 ND ASPH レンズ
- ・ DJI DL 24mm F2.8 LS ASPH レンズ
- ・ DJI DL 35mm F2.8 LS ASPH レンズ
- ・ DJI DL 50mm F2.8 LS ASPH レンズ
- ・ Kenko フィルター径 46mm 用フィルターセット(3枚組)(ND4/8/16)

(スチール撮影)

- ・ Sony α 7 III
- ・ 望遠、ズーム、広角、マクロなど各種レンズ
- ・ SACHTLER ザハトラ-FLOWTECH
- ・ SDXC UHS-II V60 250R

75

(4) 映像等の編集

4-1 映像編集

- ・ 映像等の撮影が終了したものについて編集を行う。
- ・ 請負者はシナリオにしたがって加工された演出ソフトの素材を編集すること。
- ・ 映像内の音響に関して、リアルな音や場合によっては効果音、音楽も使い、飽きず魅力的な内容とすること。

4-2 画像編集

- ・ 画像編集は展示に使用するの画像(スチール撮影、動画撮影した映像から静止画像を抽出、使用権を取得した古写真)について行うこと。

(5) インストール業務・動作確認

6-1 インストール業務

- ・ 作成した映像および、プログラムソフトウェアを現地 PC にインストール及び動作確認すること。
- ・ 運用方法、タイムスケジュール再生など協議の上、決定すること。

(6) 報告書の作成

上記(1)から(5)の内容を取りまとめ、報告書を作成する。

4. 業務履行期限

令和8年3月23日（月） まで

5. 成果物

紙媒体：報告書 2部（A4判 50頁程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 2式

撮影及び編集をした成果データを格納したHDD 2式

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する

る監査を受け入れること。

- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。

- (3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和元年度（繰越）慶良間諸島国立公園座間味博物展示施設映像制作業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和元年度（繰越）慶良間諸島国立公園座間味博物展示施設映像制作業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省沖縄奄美自然環境事務所 自然環境整備課（TEL:098-836 -6400）

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
- ・音声・動画：MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記するこ

と。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。